

和光市環境づくり市民会議
申し合わせ事項（案）

令和5年5月 日

1 申し合わせ事項について

(1) 決定

和光市環境づくり市民会議の組織及び運営に関しては「和光市環境づくり市民会議規則」により定めていますが、本会の運営に関して必要なことのうち、規則に依り難い事項の取扱いについては、規則第7条の規程に基づき全体会で決定した事項を「申し合わせ事項」とします。

(2) 運用

申し合わせ事項の適用・運用期間は「当分の間」とします。

「当分の間」とは、「①規則の改正により申し合わせ事項を規定するまでの間」及び「②申し合わせ事項が改廃されるまでの間」とします。

(3) 改廃

申し合わせ事項の改廃（申し合わせ事項を修正・変更するとき、新たに加えるとき及び一部を廃止するときをいいます。）は、決定と同様全体会において決定するものとします。

2 申し合わせ事項

(1) 会員資格について（規則第3条関係）

ア 会員が資格を有しなくなった場合であっても、次に掲げる事項に該当するときは会員の資格を継続することができるものとします。

(ア) 本人が活動を継続する意思を有しているとき

(イ) 市民会議の活動に継続して参加することができると認められるとき

イ 会員が資格の継続を希望する場合の条件は次のとおりとします。

(ア) 会員資格を継続する期間は2年間とします。

(イ) 継続期間の経過後もさらに継続を希望する場合は、その旨を会長に届け出ることにより、2年間で限度に延長することができるものとします。